

## 市史跡小笠原家累代廟所の修繕に伴う記録保存調査業務委託 特記仕様書

### 第1条（適用）

本仕様書は、史跡小笠原家累代廟所の修繕に伴う記録保存調査業務委託に関して、必要な事項を定めたものである。

業務の概要は下記のとおりとする。

- ①業務名 市史跡小笠原家累代廟所の修繕に伴う記録保存調査業務委託
- ②期間 契約締結の日から令和9年3月31日  
(現地の記録保存調査は令和8年10月までに終えること)
- ③業務場所 勝山市沢町1丁目 地係  
開善寺境内地
- ④史跡名 市史跡小笠原家累代廟所
- ⑤調査面積  $A = 120 \text{ m}^2$ (ただし、市史跡小笠原家累代廟所の範囲内とする)

### 第2条（通則）

受注者は、本仕様書・関係法規（測量法、国土交通省公共測量作業規程及びその他関係法令）及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

### 第3条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

### 第4条（管理技術者）

受注者において、本業務の計画を立案し管理統括する者として選任する管理技術者は次の条件を全て満たす者でなければならない。

- (1)測量士の有資格者
- (2)受注者が雇用し常時勤務する者

### 第5条（工程管理）

本業務の実施期間中において受注者は、実施計画書に基づき適正に工程を管理し、業務の進行状況について発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。

### 第6条（貸与資料）

本業務を実施する上で必要な資料は、発注者が受注者に貸与するものとする。貸与資料についてはその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

### 第7条（守秘義務）

受注者は本業務の遂行上知り得た内容について、作業中・完了後を問わず第三者に漏洩してはならない。また、プライバシーマーク又はISMSを取得している事。

## 第8条（履行期限）

本業務の履行期限は契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 第9条（作業内容）

- ・ 4級基準点測量 2点
- ・ 境内3次元モデル作成 約120㎡
- ・ オルソ写真図作成（平面1/20）約120㎡
- ・ オルソ写真図作成（立面1/20）藩主7基、燈籠4基、家族の墓16基  
計27基

## 第10条（作業内容と方法）

事業に係る実施の計画、方法、進め方をはじめ、成果の作成にあたっては勝山市商工文化課の学芸員と十分な協議を行うこと。

以下の方法を組み合わせ、駆使することにより3次元計測の現地作業を実施し、3次元モデルデータを作成すること。データの密度・品質は、今後の文化財保存修理等に資する詳細図化が可能な精度を有すること。計測作業は、地上レーザ計測により取得する点群データを基盤データとし、点群が4級基準点相当の公共座標を有するものであること。これに写真測量法（フォトグラメトリ）により取得される点群データおよびテクスチャ画像を用いるなどして、点群モデル、メッシュモデル、テクスチャモデルを作成すること。以上に加えて他に有効な計測機器を使用する場合は、発注者に使用機器とその有効性を十分に説明し、了解を得たうえで実施すること。

- (1)地上レーザ計測
- (2)写真測量法計測(UAV(ドローン)によるフォトグラメトリ撮影)
- (3)その他の機器による3次元計測(例：手持ちカメラ、LiDAR-SLAM式計測器等)

## 第11条（計画準備）

現地作業の計測・撮影作業を円滑に実施するため現地確認を行い、計画準備すること。また、開善寺境内地の作業になることから行事などがある際は考慮すること。そして、計画作成はレーザ計測、フォトグラメトリ撮影でデータ欠損が生じないように、後続作業に不備のないよう万全を期すこと。

## 第12条（基準点測量）

現地に4級相当の基準点を設置し、点群データに公共座標を有すること。

## 第13条（標識・マーカー設置）

計測にあたり、各計測の標定に十分な標識・マーカーを必要に応じて設置すること。

#### 第 14 条（地上レーザ計測）

計測に使用するレーザースキャナは、対象の細密な輪郭・稜線を表現する為に下記と同等以上の性能を有する機器を選定すること。また、計測により取得したデータは現地作業中に確認し、再計測のないようにすること。

- (1)測定可能距離 水平方向 60° 垂直方向 60° 以上
- (2)測定精度 ±8 mm以内

#### 第 15 条（写真測量撮影(フォトグラメトリ撮影)

フォトグラメトリ撮影に使用するカメラ機器は、対象の細密な輪郭・稜線を表現する為にセンサーサイズ 35 ミリフルサイズ機、もしくは同等以上の性能を有する機器を選定すること。UAV(ドローン)を使用する際は、目視による安全確認者を配置し、文化財に被害を及ぼさないよう万全を期すこと。計測により取得したデータは現地作業中に確認し、再計測のないようにすること。

#### 第 16 条（データ処理及び検査）

計測した点群データに各スキャンニングの標定点座標を入力し、測地座標に変換するものとする。点群データを 3次元ビューアで細部に渡るまで確認して検査し、レーザの誤反射などによるノイズデータ等の処理をすること。

#### 第 17 条（3次元メッシュデータ作成）

データ処理後、各点群スキャンデータの合成処理、点群密度等の編集処理を行い、各計測の不整形三角網 3次元メッシュを作成すること。表示する密度は発注者と協議の上、最適な密度に設定するものとする。

#### 第 18 条（3次元データファイル作成）

前条までに作成された 3次元モデルデータ(点群データ、メッシュデータ、テクスチャモデルデータ)を発注者が指示するファイル形式で各品質に書き出し、電子記憶媒体に記録し提出すること。

#### 第 19 条（デジタルオルソ写真図作成）

デジタルオルソ写真図は、第 10 条で撮影された水平写真データから、画像編集処理ソフトウェアにより撮影レンズの歪曲収差等を補正した正射(オルソ)画像データを作成するものとする。ただし、隣接する墓石や地形の都合上、撮影が困難な場合を除き、写真の合成処理は行わないものとする。やむを得ずオルソ写真として生成した場合は注釈をつけるものとする。右面・左面・背面の撮影については、棹石のみを対象とする。

その他、判断が難しい箇所について発注者と協議し決定するものとする。

## 第 20 条（検査）

受注者は、各工程が終了する毎に発注者の検査を受け、適合しない場合は、速やかに訂正しなければならない。

## 第 21 条（協議）

受注者は、作業中に本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けるものとする。

## 第 22 条（損害の負担）

開善寺が管理する境内地域域内において、事故により調査関係者及び第三者を問わず損害を与えた場合は、受注者がその賠償を負担する。特に石造物は、破損個所があるため十分に状況確認を行い、必要に応じて関係機関と協議のうえ業務に着手すること。なお、万一業務の実施中、石造物などを破損した場合は、受注者の責任において現状復旧するものとする。ただし天災その他不可抗力により生じた損害については、協議の場を設定し発注者、受注者双方が協力して対処する。

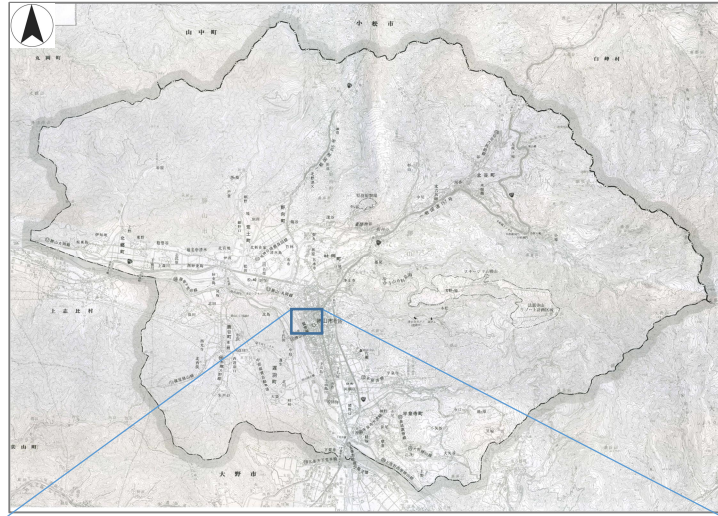
## 第 23 条（その他）

本業務は、史跡の記録保存調査業務であり、受注者は、計測作業を行うにあたっては、石造物の保存に影響を与えることのないように慎重に行わなければならない。その対応として受注者は、国・県・市町村から近世大名の墓に関わる測量実績を有すること、一部の石造物には破損が著しい状況のため、非接触三次元形状計測に関して実務経験を有する者が行うことが望ましい。また、成果品の向上に努めなければならない。

## 第 24 条（納入成果品）

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 業務報告書（測量成果、作業写真等を含むもの）              | 1 式 |
| (2) 撮影データ                               | 1 式 |
| (3) 三次元計測データ                            | 1 式 |
| (4) 三次元モデルデータ（ファイル形式及び品質は別途指示する）        | 1 式 |
| (5) オルソ写真図（平面、立面、右面、左面、背面（藩主墓ほか 27 基分）） | 1 式 |
| (6) その他協議により必要と認められるもの                  | 1 式 |

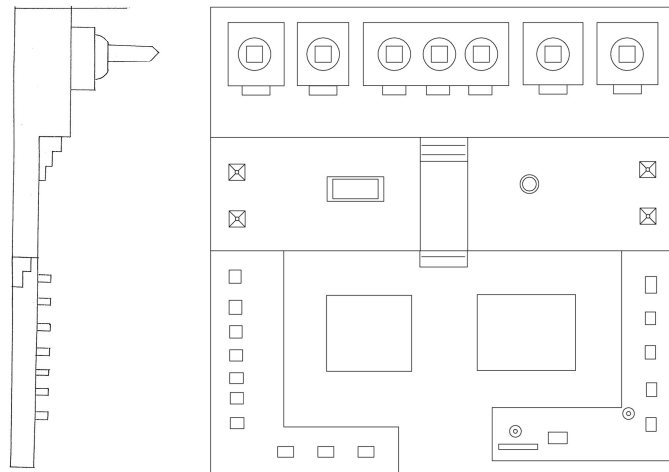
# 位置図



勝山市域全体図



開善寺周辺 全体図



市史跡小笠原家累代廟所 平・立面図

※イメージ図

## デジタルオルソ写真図作成イメージ図について

藩主墓ほか27基分の各1基ごとに平面、立面、右面、左面、背面を作成する。

ただし、下記について協議のうえ作成すること。

- ・隣接する墓石や地形の都合上、撮影が困難な場合を除き、写真の合成処理は行わない
- ・やむを得ずオルソ写真として生成した場合は注釈をつける
- ・右面・左面・背面の撮影については、棹石のみを対象とする。

### ■ 展開図（平面、立面、右面、左面、背面）の模式図

